# UA ニュース

www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター



発行 2014年3月25日

# 袴田巌さん事件:再審開始の可能性は3月末! 開始が決定したら、即刻のアクションを!



2008 年以来、私たちが釈放に向けて支援を続けてきた袴田巌さんの事件は、再審決定に向けて大きなヤマ場を迎えています。というのも、3 月末までに再審開始の決定がなされる可能性があるのです! 袴田さんは現在

77 才。逮捕以来 47 年拘禁され、現在は深刻な精神状態にあるとも言われています。もはや一刻の猶予もありません。 アムネスティ日本は、今こそ公正な裁判手続による再審を開始するよう、強く要請します。

静岡地方裁判所は、この3月末までに再審の開始を決定する可能性があります。しかし、再審が決定されても静岡地方検察庁が3日以内に異議申し立てをすると、高裁の再審決定はさらに1年以上遅れることになります。

◆再審開始の決定が出た場合には即刻、静岡地検の下記ホームページから、即時抗告をしないよう要請しましょう! https://www.kensatsu.go.jp/kensatsumail/feedback.php?i d=013

アクションの期間は、原則として、決定翌日から3日間です。ただし、3日間の期間の最終日が土日・休日にあたる場合、休日の次の日まで延長となります。また期間中に検察が抗告をした場合は、その時点でアクションは終了します。

### (要請文の例)

静岡地方検察庁(検事正)

## 長野哲生様

拝啓 静岡地裁の再審開始の決定をうけとめて、即時抗告を しないように要請します。

袴田事件に関する新証拠に照らし、また、1968年の逮捕当初の 取調べから自白を強要されたとの袴田さんの主張を考慮すれば、 この事件はもう一度 審理をおこなうべきです。袴田さんは高齢 であり、長期間の拘禁で健康状態も懸念されますので、速やかに 再審を開始すべきです。 敬具

# 米国:ハーマン・ウォレスさん、アルバート・ ウッドフォックスさんの事件に新たな展開が!

アルバート・ウッドフォックスさんの事件に関して新たな展開がありました!アムネスティではこのチャンスを捉えたアクションを起こします。なんと、被害者の妻であるティーニー・ミラーさんが、新たな証言者としてウッドフォックスさんの釈放を支持したのです。

ウッドフォックスさんは、1972年に起こった看守の殺人事件で 1974年に不当な有罪判決を受けて以来、41年間、刑務所の独房で過酷な状況に置かれています。アムネスティでは、2013年2月の連邦裁判所の無罪判決に抗告したルイジアナ州に対して、その抗告を取り下げるように要請しています。

アムネスティの代表は、2013 年 10 月にミラーさんと面会しました。ミラーさんは、同じ事件で同じく死刑判決を受け、肝臓ガンに侵されながら死去の 3 日前に釈放されたハーマン・ウォレスさんの死を大変悲しみ、同じことをウッドフォックスさんには絶対、起こさせないようにと強く心を決めていました。また州都バトンルージュで開かれたアムネスティのプレス会議にも出席し、ウォレスさんとウッドフォックスさん 2 人の無実を訴えています。

どうぞ、ルイジアナ州のバディー・カルドウェル法務長官に、手紙でアピールを送ってください。

## ◆送付先

Attorney General Buddy Caldwell 1885 N. Third Street Baton Rouge, LA 70802

#### (要請文の英文例)

I would like to urge that the state withdraw its appeal against the February 2013 ruling that overturned Albert Woodfox's conviction for murder, and immediately remove him from isolation and end his inhumane treatment in prison.

# UA ニュース

www.amnesty.or.jp アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター



発行 2014年3月25日

# 中国:高智晟さんの誕生日を皆で祝いましょう!



良心の囚人である高智晟さんは、この4月20日に刑務所で50歳の誕生日を迎えます。

中国で最も尊敬されている人権弁護

士の一人である高さんは、彼の活動のために強制失踪をさせられた後、拷問や違法な自宅軟禁を強いられており、2006年から拘禁されている状態です。2011年12月に刑務所に送られてからは、家族すらたったの2度しか面会を許可されていません。高さんはこの8月に釈放される予定ですが、その後、高さんがどんな扱いを受けるのかについては不確定です。

◆誕生日を祝って、皆さんのステキな写真を高智晟さん に電子メールで送りましょう!



誕生日に送る写真では、ぜひ皆さんの 創造力を発揮してください!ケーキを焼 いたり、バースデーカードに仕立てたり、 彼のためにバースデーパーティを開くの もよいですし、シンプルにメッセージを 書くのでもかまいません。

"Happy Birthday, Gao Zhisheng. We haven't forgotten you," または 高智晟, 祝你生日快樂!我們沒有忘記你!と書けば、高さんにも直接伝わります。

# ◆メールの送り先アドレス

### bees7othere@photos.flickr.com

※写真は、添付ではなくメール本体に表示させてください。

◆締切:4月20日まで

お送りいただいた写真は、まず高さんのご家族に見せ、 高さんが釈放された後にご本人にも見せる予定です。写真 の何点かは、中国語のソーシャルメディアサイトに掲載し、 私たちの活動をアピールしたり、高さんに関する対話を活 発化させるために使用させていただきます。

## パレスチナ村民とイスラエルが調停案に合意

パレスチナの村民とイスラエル国家の和解調停の期間が、4月25日まで延長されました。2013年9月2日、イスラエルの高等裁判所は、強制立ち退きの脅迫を受けているパレスチナの村民と、イスラエル政府が和解の調停を行うように提案しました。

もし強制立ち退きが進められた場合、住民の住居、水、衛生、健康、教育などの一連の権利が侵害される恐れがありました。村民たちのイスラエル高裁への請願に対し、国は立ち退きの合法性と必要性を主張。立ち退きは、ジュネーブ第4条約の強制移送には当たらないと主張しました。

立ち退きは、軍事訓練地域に至る道路建設のために、西 岸地区の南部へブロン南西部丘陵の住民を対象に計画され ていました。裁判所は、8村の全住民強制立ち退きを違法と はしなかったため、調停案が実行されたとしても、村民の 権利が侵害されないという保証はありません。

村民は調停案に即時合意し、防衛省は2013年10月21日に合意しました。調停期間は当初、4カ月と設定されましたが、後に延長されています。協議は村民たちの代表と検察庁の間で定期的に行なわれています。ちなみにこの検察庁は2013年9月11日付の緊急行動(UA)のアピール対象となった機関で、検事は、アムネスティの会員から受け取った手紙のことを「記憶している」と述べています。

このケースについてアムネスティは継続的に注視をしていきますが、現状、新たなアクションは必要ありません。アピールを送って下さった皆様、ありがとうございました。

#### UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F

TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778

E-mail:uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円

郵便振替 00120-9-133251

加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本